

財産経営課庁用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、財産経営課が所管する庁用自動車に設置するドライブレコーダーの設置及び記録された映像及び音情報（以下「記録データ」という。）の管理に必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、次の目的で設置するものとする。

- (1) 交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理。
- (2) 運転者が自己の運転を客観的に確認することによる安全意識の向上及び通行に注意を要する箇所、事故発生事例及び事故回避事例等の記録データを確認、検討する等の安全教育への活用による交通事故の抑制。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する車両

設置の対象とする車両は、財産経営課が所管する庁用自動車とし、設置する車両数は、管理責任者が使用頻度等を考慮して次のとおり決定する。

- ① 二役車 3台
- ② 共用車 2台
- ③ 予備車 1台

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、庁用自動車のフロントガラス及びリアガラス又はその付近にそれぞれ前方及び後方に向けて設置し、車両前方及び後方の映像及び車両内外の音（以下「映像等」という。）を撮影及び録音する。

(3) 作動時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

映像等は、ドライブレコーダーに装着のメモリーカードに記録する。

4 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は財産経営課長とする。

(3) 管理責任者は、その業務の一部を指定する者に補助させることができる。

なお、補助させることができる業務には、ドライブレコーダーの設置の決定、記録データの保存及び保存期間延長の決定、閲覧者の決定、記録データの利用及び提供の決定は含まれない。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

- ① メモリーカード内の記録データは、一定時間（1時間程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。
- ② メモリーカードは、常時ドライブレコーダーに装着し、次の場合にのみ取り外すことができるものとする。
 - ア 設置目的を達成するために記録データの確認が必要と認められる場合。
 - イ 車両、ドライブレコーダー、メモリーカードの点検及び修理等のために取り外しが必要と認められる場合。
 - ウ その他、管理責任者が取り外すことが必要と認めた場合。
- ③ メモリーカードは、その盗難及び紛失等を防止するため、ドライブレコーダー装着時にあっては、庁用自動車の使用後は全てのドアを施錠するものとし、ドライブレコーダーから取り外した場合にあっては、執務室内の施錠できる保管庫に保管するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

- ① 記録データの閲覧は、設置目的達成のために必要とされる場合とする。
- ② 閲覧できる者は、管理責任者の他次の者に限る。
 - ア 交通事故及びトラブル発生時の記録データについては、財産経営課長が選任した安全運転管理者（以下「安全運転管理者」という。）及び管理責任者が認めた者とする。
 - イ 安全意識の向上及び安全教育に関する記録データについては、庁用自動車運転士、安全運転管理者及び管理責任者が認めた者とする。
- ③ 閲覧にあたって録音された車両内外の音については、前号アの場合は、事故処理等に必要のない部分が聴取できないよう機器を調整し、イの場合は、全てが聴取できないよう機器を調整する。
- ④ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者（所属、氏名、連絡先）、閲覧目的、閲覧内容（車両ナンバー、閲覧期間 等）をドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿（様式1）に記録し、その記録簿を管理責任者が3年間保存しておくものとする

(3) 記録データの保存

設置目的達成のためにメモリーカード内の記録データを保存する必要があると認められるときは、管理責任者の承認を得て専用の媒体に複写して保存するものとする。

- ① 記録データの保存期間は30日間とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長日時、延長実施者（所属、氏名、連絡先）、延長理由、延長したデータの内容（車両ナンバー、延長対象期間、保存期間 等）をドライブレコーダー記録データの保存期間延長記録簿（様式2）に記録し、その記録簿を管理責任者が3年間保存しておくものとする

る。

- ② 当該専用の媒体についても、盗難及び紛失等の防止のため、執務室内の施錠できる保管庫に保管するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの保存のために専用の媒体に複写する場合を除き、記録データの複写は原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。なお、メモリーカードに記録されたデータについては、上書きされた時点で適正に削除されたものとみなす。

6 記録データの利用及び提供の制限

- (1) 記録データは、設置目的達成のためのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

- (2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称等（名称、担当者、連絡先）、提供理由、提供したデータの内容（車両ナンバー、提供対象期間 等）をドライブレコーダー記録データの提供記録簿（様式3）に記録し、その記録簿を管理責任者が3年間保存しておくものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、令和4年（2022年）12月20日から施行する。